

後期高齢者医療制度のお知らせです

平成26・27年度の保険料率が決まりました

長野県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、次のとおり改定することになりました。保険料額は6月下旬に決定し、7月に決定通知書をお送りします。

| | | | | |
|---|---|--|---|---|
| 均等割額 被保険者一人あたり 40,347円 (改正前:38,239円) | + | 所得割額 賦課のもと なる所得金額 × 8.10% (改正前:7,29%) | = | 年間保険料 (上限額57万円) (改正前:55万円) ※ 年間の保険料総額については 100円未満切捨て |
|---|---|--|---|---|

※ 保険料率は2年間の医療給付費を推計して、2年ごとに見直されます。

保険料増加抑制のための対策

財政安定化基金を活用した保険料の増加抑制（約4億5千万円）

後期高齢者医療制度では、想定した額以上の医療給付費の増加等、不測の事態に備え、国・都道府県・広域連合で財源を3分の1ずつ負担して、都道府県に「財政安定化基金」を設置しています。

長野県後期高齢者医療広域連合では、平成26・27年度の保険料率の改定にあたり、長野県と協議し、財政安定化基金を広域連合に交付いただき、保険料の増加を抑制することを予定しています。

左記の対策を講じた結果、
均等割額を 754円分
所得割率を 0.17%分
軽減することができました。

保険料の軽減

引き続き、所得に応じて保険料の軽減を実施します

均等割額の軽減

| 世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額 | | 軽減後の均等割額 | |
|----------------------------------|---|----------|-----------|
| 33万円以下 の場合 | 世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他各種所得なし)の場合 | 9割軽減 | 4,034円/年 |
| | 上記以外の方 | 8.5割軽減 | 6,052円/年 |
| 33万円 + (24万5千円 × 世帯の被保険者数) 以下の場合 | | 5割軽減 | 20,173円/年 |
| 33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数) 以下の場合 | | 2割軽減 | 32,277円/年 |

所得割額の軽減

被保険者の前年の総所得金額から基礎控除(33万円)を引いた額が58万円以下(年金収入で211万円以下)の方は、所得割額が5割軽減されます。

被扶養者の軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、被用者保険(市町村国保・国保組合は対象外です)の被扶養者であった被保険者については、所得割額がかからず均等割額が9割軽減となります。



☎ 長野県後期高齢者医療広域連合 ☎ 026-229-5320 または、住民福祉課 国保年金係 ☎ 62-9111